

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第43回 議会運営委員会			
開会日時	令和4年 7月13日 午前 9時00分 開会			
	令和4年 7月13日 午前 9時53分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者6名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	—	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	新谷 洋子
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和4年第2回臨時会の運営について ①提出案件について ②会期及び日程について (2) 地域懇談会について 2、その他 ①市長、市民団体からの文書について			

3、経 過

【開会 9:00】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年第2回安芸高田市議会臨時会の運営について

①提出案件について

②会期及び日程について

○熊高委員長 令和4年第2回安芸高田市議会臨時会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○行森総務部長 7月20日に上程を予定している議案、補正予算1件についてである。

概要については、総務課長が説明する。

○新谷総務課長 (提出議案の概要について説明)

○熊高委員長 ただいまの説明に対し、質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

続いて、会期及び日程について事務局に説明を求める。

○毛利事務局長 (会期及び日程について説明)

○熊高委員長 質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和4年第2回安芸高田市議会臨時会の日程は、会期を7月20日の1日のみとすることに御異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、会期は7月20日の1日のみとする。

議案の取扱いについてお諮りする。

議案第48号は、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

執行部からそのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休 憩 9:04 (執行部退席)

再 開 9:07

(2) 地域懇談会について

○熊高委員長 再開する。

地域懇談会についてを議題とする。

明日14日から17日までの4日間地域懇談会を開催する。

懇談会の開催手法について、現在のコロナの状況等から協議願う。

暫時休憩する。

(資料を配付)

休憩 9:07

再開 9:08

○熊高委員長

再開する。

意見はないか。

○山本優委員

増えているが、感染予防に注意しながら開催すべき。

○山根委員

開催できることを望んでいる。山陰で増えている。注意しながら市民に影響が出ないよう感染対策をしっかりとっていることを伝えながら開催すべき。

○金行委員

最善の努力をして実施すべき。

○熊高委員長

大方の皆さんが注意してすすめていこうという意見であった。関連して事務局に資料の説明を求める。

(資料を説明)

○藤井係長

質疑はないか。

○熊高委員長

○大下委員

感染者5名と増えているが内容は分かるか。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 9:11

(年代別を確認)

再開 9:13

○熊高委員長

再開する。

昨日の感染状況は、休憩中に局長から報告があったとおりである。

よろしいか。

(よい)

お諮りする。明日からの地域懇談会は、予定通り開催することで異議はないか

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

次に、懇談会の流れ等、詳細について協議願う。

事務局に資料の説明を求める。

○藤井係長

(資料を説明)

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

○藤井係長

4点確認する。

○熊高委員長

1点目、名札の取扱いについて協議願う。

暫時休憩する。

休憩 9 : 28
再開 9 : 33

(名札の取扱いについて協議。議員は名札を着用。コロナ禍であるので、再利用しない使い捨てができるシールタイプとすることを確認。)

○熊高委員長
○藤井係長

再開する。
続いて2点目、広報についてである。

昨日、ホームページと、お太助フォンの通知の再掲載を行った。これでよいか。

3点目、弁当について、16日土曜日は午前と午後の会場が近く時間に余裕があるので各自で昼食をとってもらうこととし、17日日曜日は弁当を事務局で用意することとしたいが、よろしいか。

○熊高委員長
○藤井係長
○熊高委員長

4点目、確認であるが、議員の皆さんの移動は各私用車か。各自である。

了解した。では、広報と弁当の件について協議願いたい。移動についてだが、これは公務としてなっている。何かあったら公務災害となるのでは。

意見はないか。

(なし)

意見なしと認め、確認をする。

名札について、議員は名札を付ける。市民はテープにそれぞれ書いていただくこととする。

2点目、告知の状況であるが、告知の順位も上げてもらっておりしっかり告知できていると思う。

3点目、弁当については、16日の甲田・向原は、移動時間に余裕があるのでそれぞれ昼食をとる。17日の高宮・吉田は時間がタイトなため吉田会場に弁当を用意する。

移動については、それぞれ自家用車でそれぞれの責任においてお願いします。

なお、今回の地域懇談会は公務となっているので、その旨で対応をしていただきたい。

以上、4点について意見はないか。

○山本優委員

広報について、お太助フォンは、音声で1回広報した方がよい。4日間の日程を一度にすればよい。

○藤井係長

音声が長くならないようにした方がよい。チラシを貼り付けでの対応でもよければ可能である。

○山本優委員

よろしく願います。

○大下委員

連絡先の記入について、徹底する必要がある。書かなかった場合の対応を決めておく必要がある。

○熊高委員長

これは事務局だけで決められない。

ほかに意見はないか。

- 山本優委員 連絡先を書かない人の思いはあるのだと思うが、コロナ感染拡大防止に必要である。入室を拒否するのはどうか。
- 熊高委員長 この場合、強制はできないと思うが、入室を拒否することでしか対応策はないと思うが事務局の意見を伺う。
- 久城事務局次長 拒否される方もいるかもしれない。これはルールとして決めるものである。入室をお断りしますと言ってもよいと思う。そうせざるを得ないと思う。もしコロナ感染があった場合に連絡がとれないということがあれば大変なことになる。
- 大下委員 また、不審者対策の観点からも連絡先はあった方がよい。我々もなる可能性がある。その時の連絡先は必要であるので記入してもらわないといけない。
- 久城事務局次長 現在は、コロナになった場合、保健所が濃厚接触者を探すのではなく、感染した本人が連絡することになっているので、連絡先は必要である。
- 山本優委員 入室を断る理由として、コロナ対策のためとさえ理解してもらえらると思う。ここを徹底してもらえればと思う。
- 山根委員 しっかり説明して理解してもらえればよい。
- 久城事務局次長 受付の体制はどのように想定されているか。
- 熊高委員長 これまで受付担当を決めてやっていたのか。
- 山根委員 支度して空いた議員が受付へ行っている。
- 藤井係長 受付のイメージであるが、パンフレットを渡す議員1名、検温1名、連絡先記入に1名の計3名は必要である。
- 熊高委員長 当日打ち合わせのときに配置を確認してもらえたらよい。原則は地元の議員がよい。
- 熊高委員長 弁当について、費用が互助会で建て替えて精算することとするがよろしいか。
- 熊高委員長 (よい)
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
- 大下委員 委員会の報告をすることとなっているが、どのように考えているか。
- 藤井係長 第2部の本会議・委員会運営については、これはテーマ「議会運営について」のサブタイトルである。
- 熊高委員長 これは、テーマを決めてもらう時にこれだけでは分からないだろうということでサブタイトルを決めたものである。
- 熊高委員長 そのほか皆さんから何かあるか。
- 藤井係長 自家用車を使用した際の移動中の車の事故について、公用車ではないので対象にならない。注意願いたい。
- 熊高委員長 車の事故は対象にならないとのことであるが、公務で動いているということで最終確認しておいてほしい。
- それでは、5点目が追加された。コロナ対策の連絡先記入につ

いて、必ず書いてもらう。書かない人は入室できないという強い対応でお願いしたい。

以上、5点についてよろしいか。

(よい)

2、その他

①市長、市民団体からの文書について

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

(なし)

事務局はよろしいか。

暫時休憩する。

休 憩 9 : 4 9

(資料を配付)

再 開 9 : 5 0

○熊高委員長

再開する。

事務局に配布した資料の説明を求める。

○毛利事務局長

6月27日付けで市長から議長宛に出された、議員の職責に関する基本的な認識についてという要請と、7月11日付けで安芸高田市政刷新ネットワークから、地域懇談会における質問という文書である。

この取扱いについては、議長は、市長からの文書については、受けるだけとし、安芸高田市政刷新ネットワークからの文書については、今後の地域懇談会で話が出るとは思いますが、基本的にはこの文書に対する回答としては、限られた時間であるので特別に時間を割いて答弁をすることはないという回答である。文書にある意見については、意見として承る、参考とさせていただきますという回答をさせていただきます。

○熊高委員長

意見はないか。

(その取扱いでよいとの意見あり。)

市長からの文書については、受けるだけとし、安芸高田市政刷新ネットワークからの文書については、明日からの地域懇談会で、これに対し回答することは合議体としては非常に難しいので、今後の対応になるだろうということで、議長もそのように考えておられる。議会運営委員会で中身を検討するいとまも無いので、当日この件について質問があった際には、統一した見解で、今後の課題として議長も受け止めているということで対応することを確認するしかない。各班の班長がしっかり市民に伝えてもらいたい。全体の最後に出てくる可能性が高い。その時は議長が対応していただくことでよろしいか。

(よい)

そのほかに皆さんから何かあるか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 9:53】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長